

# わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

30期

## 「修習生心得」を配布されて…



会員 今野 久子 (30期)

### 前期修習

私たちの修習は、1976年4月に開始された。研修所では、修習専念義務から「ノーネクタイでの出勤は論外」等とエチケットまで細かく注意する「修習生心得」が配布され、社会人を経てから法律を学んだ私は、違和感をもったものである。

さらに、女子修習生に対する教官の女性差別発言問題が発生し、日弁連の女性の権利に関する委員会（当時）が第1号案件として調査を行い、国会の法務委員会でも取り上げられた。発言を受けた当事者の一人として中途半端な書き方は避けたいので、詳細は上記委員会の報告書に譲る。ただ、それが、その後私が弁護士として、労働分野での女性差別事件に取り組み、上記委員会で長期にわたり活動する契機となったことだけは、記しておきたい。

### 充実していた実務修習

横浜での実務修習は、実に楽しかった。1班8又は9名の4班編成で、合計33名。4か月毎に修習場所が変わっていく。私は、最後が弁護士会修習で、「落第コース」と心配されたが、検察の取り調べ修習で関与した供述録取書等が公判でどのように証拠として使われ、事実認定に供されていくのか、流れを見ることができた。これは、貴重な経験であった。

民事裁判では、退官される指導裁判官の最後の法廷に立ちあった。判決の言い渡しを受けた原告側代理人弁護士は退官を迎える裁判長に対し、適切な訴訟指揮と丁寧な審理に敬意を表する言葉を述べた。閉廷後、感動したという記者から取材の申し込みがあったようだが、裁判長は「裁判官は判決について語らず」と言わ

れて、応じなかった。退官された後、ご自宅にお訪ねして、裁判官の独立についての深いお考えから、事実認定と法解釈に心血を注いで来られたお話をうかがった。法曹の道は厳しいと思った。

弁護士会修習では、配属事務所だけでなく、専門分野の案件を扱っている他の事務所でも修習したいと、皆でお願いした。指導担当責任者の山内忠吉弁護士（故人・横浜弁護士会。以下、弁護士はいずれも同会）は、「集団交渉だね」と豪快に笑って、直ぐに対応して下さった。その後の修習がより充実したことは、いうまでもない。「里親制度」として定着したと後輩から聞いて、嬉しかった。

### かけがえのない信頼できる友人たち

私たちは、修習場所が変わる4か月毎に泊まりがけで交流会をもち、真面目に情報交換を行った。夜の宴会でも、よく話した。当事者の方や弁護士にお願いして、自主的な研究会も持ち、結構勉強もした。

このような班を超えたつきあいは、元新聞記者であった中山秀行弁護士が主筆で発行した、「わかんない新聞」（修習地は、関内駅の近く）のおかげでもあった。修習の様子、各人の出来事、「中華街うまいもの案内」等、多彩な記事に健筆を振るった彼は、今年1月に逝き、修習仲間は寂しい思いでいる。

ふりかえってみると、自分たちが能動的によく学び、活発に議論し、よく遊ぶという明るい環境をつくるなかで、前期からの重い気分を取り払い、強い絆ができていったと思う。話せばわかってもらえると信頼できる人たちに出会えたことに、心から感謝している。